

太陽光発電設備からの電力買取約款

2024年9月1日実施

株式会社グリムスパワー

本 則

1 適用

- (1) この太陽光発電設備からの電力買取約款（以下「本約款」といいます。）は、株式会社グリムスパワー（以下「当社」といいます。）が、お客さまの施設に設置された太陽光発電設備（以下「本件発電設備」といいます。）が発電した電力のうち、お客さまが自ら消費する電力を除いた電力（以下「本件電力」といいます。）を当社に供給し、当社がこれを購入する契約（以下「本契約」といいます。）の条件を定めたものです。
- (2) 本約款は、当社のグループ会社から本件発電設備を購入したお客さまにのみ、適用いたします。

2 約款の変更

- (1) 当社は、本契約に関連する法令等が改正されたとき、その他当社が必要と判断したときは、本約款を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、買取金額その他の買取条件は、変更後の本約款によります。
- (2) 当社が、本約款を変更する場合には、インターネットを利用する電磁的方法等の当社が適当と判断する方法により、あらかじめ効力発生日を定めて、当社からお客さまへその変更内容をお知らせいたします。

3 本契約の申込み

お客さまが当社との本契約を希望される場合は、あらかじめ本約款の内容及び次の内容を承諾のうえ、当社所定の申込書（以下「本申込書」といいます。）により申込みいただきます。

- イ 本契約の履行にあたり、関連する法令を遵守すること。
- ロ 本契約の締結により知りえた当社の秘密情報を厳に秘密として保持し、第三者に対して開示又は漏洩してはならないこと。
- ハ 現在及び将来にわたり、暴力団、暴力団関係、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、その他暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人に該当しないことを表明し保証すること。

4 本契約の成立及び契約期間

- (1) 本契約は、本申込書を当社が承諾したときに成立します。
- (2) 当社は、本契約の成立後、買取開始に係る準備その他必要な手続きを経たのちに買取を開始するものとし、買取開始日が決定次第、お客さまに買取開始日を通知するものいたします。
- (3) 契約期間は、買取開始日から起算して1年間が経過する日までを最低買取期間とし、以降は1ヶ月前までにお客さま又は当社から書面又は電磁的方法による申し出を行うことで契約終了（解約）できるものいたします。

5 買取金額の算定及び買取金額の支払方法

- (1) 買取単価は、本申込書に記載された単価といたします。
- (2) 買取金額の算定期間は、一般送配電事業者による前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間といたします。ただし、買取を開始したときの算定期間は、買取開始

日から次の検針日までの期間とし、本契約を解約したときの算定期間は前月の検針日から解約日までの期間といたします。

- (3) 当社は一般送配電事業者から受領した検針結果にもとづき、買取金額を算定のうえ、各月の算定期間の翌月末までに、お客さまへ電磁的方法によりお知らせいたします。
- (4) 買取金額の支払方法は、お客さまの指定する銀行預金口座に、各月の算定期間の翌々月末までに振込みいたします。ただし、1ヶ月分の買取金額が10,000円（税込）に満たない場合には、次月以降にその支払いを持ち越し、10,000円（税込）を超えた段階で支払うものといたします。
- (5) 支払いに際し手数料が発生する場合、手数料は当社の負担といたします。

6 本件電力の供給先

- (1) 当社は、本件電力の供給先を第三者に紐づけることができるものといたします。
- (2) 本件電力の供給先を第三者に紐づける場合も、本契約により生じる権利又は義務は当社が直接履行するものといたします。

7 不可抗力による免責

- (1) 当社及びお客さまは、天災地変、戦争、暴動等の不可抗力その他当事者の責めに帰し得ない事由により本契約の履行が不能となった場合は、相互にその履行の責めを免れるものといたします。
- (2) 前項に規定する事由により本契約の履行不能の状態が1週間以上継続した場合は、当社又はお客さまは、本契約を解除することができるものといたします。

8 損害賠償と免責

- (1) 当社及びお客さまは、本契約に違反し、相手方が通常の損害を直接かつ現実に被った場合、違反者は、相手方に対し賠償の責めを負うものといたします。
- (2) 前項の規定にかかわらず、当社又はお客さまの責めとならない理由によるものである場合、相手方の受けた損害について賠償の責めを負わないものといたします。

9 本契約の解約等

- (1) 次のいずれかに該当する場合には、当社は本契約を解約することがあります。なお、この場合には、当社はその旨を発電者に通知いたします。
 - イ お客さまが本約款に反した場合
 - ロ お客さまが本件発電設備の安全性を損なう行為を行った場合
 - ハ お客さまが本件発電設備を保有しなくなった場合
- (2) お客さま又は当社のいずれか一方が、やむを得ない事由により本契約を解約する必要がある場合は、解約日の30日前までに相手方に対して書面又は電磁的方法にて、その旨を申し出ることにより本契約を解約できるものといたします。

10 権利義務の譲渡等

お客さまは、あらかじめ当社の書面又は電磁的方法による承諾を得ることなく、本契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡又は承継させてはならないものといたします。

11 その他

- (1) 本契約に関する権利義務は、日本法に準拠し、これに従い解釈されるものとします。
- (2) 本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
- (3) 本約款に定めのない事項、又は本約款によりがたい事項は、本約款又は託送供給等約款等の趣旨に則り、お客さま及び当社が誠意をもって協議しその処理にあたるものとします。

附 則

本約款は、2024年9月1日から実施いたします。

以上



2024年9月1日
株式会社グリムパワー